## 説 明 文

議会における正副議長選挙については地方自治法第103条において議員の中から正副議長1人を選挙することが定められ、その手続きについては第118条において公職選挙法の規定のうち、

- ・ 候補者1人の記載(第46条第1項)
- ・ 無記名とする秘密投票(同第4項)
- · 代理投票(第48条)
- 投票の無効原因(第68条第1項)
- ・ 法定得票数による当選人の決定等(第95条)
- の規定が準用されている。

立候補の規定は準用されておらず、したがって正副議長選挙を立候補制により行うことは法の担保のないこととなる。

他の市議会では、立候補に伴う所信表明演説は本会議の休憩中に行うなど非 公式なものとして扱っている例がある。

議員全員が候補者であるので、立候補しなかった議員の氏名を記載した投票を無効としたり、立候補しなかった議員で法定得票数が最多となった者を当選人としなかったりすることはできない。候補者の資格を立候補により制限したり条件を付することは問題があり、選挙においては立候補を表明した者以外の者が排除されないことが前提となる。

## 地方自治法

〔議長及び副議長〕

- 第百三条 普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長一人を選挙しなければならない。
- ② 議長及び副議長の任期は、議員の任期による。

〔選挙の方法・指名推選及び投票の効力の異議〕

- 第百十八条 法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体の議会において行う選挙については、公職選挙法第四十六条第一項及び第四項、第四十七条、第四十八条、第六十八条第一項並びに普通地方公共団体の議会の議員の選挙に関する第九十五条の規定を準用する。その投票の効力に関し異議があるときは、議会がこれを決定する。
- ② 議会は、議員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推選の方法を用いることができる。
- ③ 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人を以て当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り、議員の全員の同意があつた者を以て当選人とする。
- ④ 一の選挙を以て二人以上を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定 を適用してはならない。
- ⑤ 第一項の規定による決定に不服がある者は、決定があつた日から二十一日以内に、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に審査を申し立て、その裁決に不服がある者は、裁決のあつた日から二十一日以内に裁判所に出訴することができる。
- ⑥ 第一項の規定による決定は、文書を以てし、その理由を附けてこれを本人に交付しなければならない。

〔拒否権及び議会の違法・越権の議決等に対する長の処置〕

- 第百七十六条 普通地方公共団体の議会における条例の制定若しくは改廃又は予算に関する議決について異議があるときは、当該普通地方公共団体の長は、この法律に特別の 定があるものを除く外、その送付を受けた日から十日以内に理由を示してこれを再議に付す ることができる。
- ② 前項の規定による議会の議決が再議に付された議決と同じ議決であるときは、その議決は、確定する。

- ③ 前項の規定による議決については、出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。
- ④ 普通地方公共団体の議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付し又は再選挙を行わせなければならない。
- ⑤ 前項の規定による議会の議決又は選挙がなおその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、都道府県知事にあつては総務大臣、市町村長にあつては都道府県知事に対し、当該議決又は選挙があつた日から二十一日以内に、審査を申し立てることができる。
- ⑥ 前項の規定による申立てがあつた場合において、総務大臣又は都道府県知事は、審査の結果、議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該議決又は選挙を取り消す旨の裁定をすることができる。
- ⑦ 前項の裁定に不服があるときは、普通地方公共団体の議会又は長は、裁定のあつた日から六十日以内に、裁判所に出訴することができる。
- ⑧ 前項の訴えのうち第四項の規定による議会の議決又は選挙の取消しを求めるものは、当該議会を被告として提起しなければならない。

## 公職選挙法

(投票の記載事項及び投函)

- 第四十六条 衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外 の選挙の投票については、選挙人は、投票所において、投票用紙に当該選挙の公職の候 補者一人の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならない。
- 4 投票用紙には、選挙人の氏名を記載してはならない。

(点字投票)

第四十七条 投票に関する記載については、政令で定める点字は文字とみなす。

(代理投票)

第四十八条 身体の故障又は文盲により、自ら当該選挙の公職の候補者の氏名(衆議院 比例代表選出議員の選挙の投票にあつては衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、 参議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の名称及び略称)を記載することができない選挙人は、第四十六条第一項から第三項まで、第五十条第四項及び第五項並びに第六十八条の規定にかかわらず、投票管理者に申請し、代理投票をさせることができる。

- 2 前項の規定による申請があつた場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、当該選挙人の投票を補助すべき者二人をその承諾を得て定め、その一人に投票の記載をする場所において投票用紙に当該選挙人が指示する公職の候補者(公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。)一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載させ、他の一人をこれに立ち会わせなければならない。
- 3 前二項の場合において必要な事項は、政令で定める。

(無効投票)

- 第六十八条 衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外 の選挙の投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。
- 一 所定の用紙を用いないもの

(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における当選人)

- 第九十五条 衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外 の選挙においては、有効投票の最多数を得た者をもつて当選人とする。ただし、次の各号の 区分による得票がなければならない。
- 三 地方公共団体の議会の 当該選挙区内の議員の定数(選挙区がないと議員の選挙 きは、議員の定数)をもつて有効投票の総数を除して得た数の四分の一以上の得票